

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和3年度特定半導体基金事
業に関する報告書及び同報告書に付する経
済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和4年11月25日

経済産業省 商務情報政策局

情報産業課

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第16条の5の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構令和3年度特定半導体基金事 業に関する報告書及び同報告書に付する経 済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書に
付する経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書

目 次

I. 令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書	5
II. 参考資料	9
資料1	先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱 (20220224 財情第3号)
資料2	先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領 (20220224 財情第3号)
資料3-1	特定半導体基金事業の実施に関する規程 (2022年3月11日 2021年度規程第32号)
資料3-2	特定半導体基金の管理及び運用に関する機構達 (2022年3月11日 2021年度機構達第11号)
資料4	参照条文等

I. 令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書

令和3年度特定半導体基金事業について

1. 基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「5G促進法」という）第29条第1号の規定に基づき、経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に従って認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金（特定半導体生産施設整備関係に限る。）に充てるための助成金の交付の業務を行うとともに5G促進法第29条第3号に基づく附帯業務（同条第1号の業務に附帯する業務に限る。）を実施するため、令和4年3月14日に、先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱（20220224 財情第3号）に基づき6,170億円が機構に交付され、令和4年3月24日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の4の規定および先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領（20220224 財情第3号）に基づき、その全額をもって基金を造成した。

2. 基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、「特定半導体基金事業の実施に関する規程」（2022年3月11日2021年度規程第32号）（資料3-1）を制定した。

また、基金を適切に管理・運用するため、「特定半導体基金の管理及び運用に関する機構達」（2022年3月11日2021年度機構達第11号）（資料3-2）を制定した。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

（単位：百万円）

		令和3年度	令和4年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		—	617,000
収 入	国からの資金交付額	617,000	—
	運用収入	—	5
	その他	—	0
	合計(b)	617,000	5
支 出	事業費	—	131,224
	管理費	—	98
	合計(c)	—	131,322
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		617,000	485,684
(うち国費相当額)		(617,000)	(485,684)

4. 特定半導体基金事業の実施決定件数・実施決定額

	令和3年度
実施決定件数（単位：件）	0
実施決定額（単位：百万円）	0

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和3年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

$(\text{令和3年度末基金残高}) \div (\text{令和4年度以降業務に必要な額})$

6. 特定半導体基金事業の目標に対する達成度

特定半導体基金事業は、先端半導体の国内生産拠点の整備を進めるとともに、その拠点における継続生産等を進めることで、国内での先端半導体の安定供給に貢献することを目指している。

令和3年度は、関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な運用を目指し経済産業省と協議を行い、着実に事業運営を実施した。

次年度以降は、経済産業大臣が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に従って認定特定半導体生産施設整備等事業者が特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金（特定半導体生産施設整備関係に限る。）に充てるための助成金の交付の業務を行うとともに5G促進法第29条第3号に基づく附帯業務（同条第1号の業務に附帯する業務に限る。）を実施する。

II. 參考資料

経済産業省

20220224財情第3号

先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月1日

経済産業大臣 萩生田 光一

先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱

(通則)

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する先端半導体生産基盤整備基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、機構が、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第16条の4第1項の規定に基づき、特定半導体基金を造成し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「5G促進法」という。）第29条第1号及び第3号（第1号に係る部分に限る。）に規定する業務を行うことで、特定半導体生産施設整備等を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める特定半導体基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提

出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請、同条第2項の規定に基づく変更交付申請、第8条の規定に基づく補助金の支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告等、第18条第3項の規定に基づく取得財産等の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）又は第22条第1項の規定に基づく基金の残余额の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認又は第22条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第9条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2.に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第11条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書(様式第6)を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 大臣が、5G促進法第12条第1項の規定により認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を認定し、又は同条第2項又は第3項の規定により特定半導体生産施設整備等計画の認定を取り消し、機構に対し、同法第12条第4項又は同条第5項において準用する同法第11条第5項の規定による通知を行った場合
 - 六 前五号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項(第5号を除く。)の取消し、又は変更を行った場合において、既に当該取消し、又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第6号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第14条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日(前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日)又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

第16条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。

2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

第17条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（1）に定める基金に係る業務に関する報告（毎年度、翌年度の6月30日までにを行う報告に限る。）を行う際に様式第9による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。

3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
- 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力事項)

第21条 機構は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

(基金の廃止等)

第22条 機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。

2 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(その他)

第23条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

経済産業省

20220224財情第3号

先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領を次のとおり制定する。

令和4年3月1日

経済産業大臣 萩生田 光一

先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けて特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するための特定半導体基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、特定半導体基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

(1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に

報告しなければならない。また、機構は、年度上半期における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）（以下「5G促進法」という。）第29条第1号に基づく助成金の交付状況（別表の基金事業に要する経費の区分のうち特定半導体基金事業費に係る分）について同年度の12月28日までに大臣に報告しなければならない。

- (2) 機構は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第16条の5第1項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
- (3) 機構は、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに、大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、機構法第16条の4第3項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。
- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らか

にした選定理由書を作成しなければならない。

- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (7) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- (8) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8)の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 大臣は、基金事業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、(1)に基づく現地調査等のほか、事業に係る補助金交付先または委託契約先に対して、現地調査等を行うことができるものとし、機構は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8. に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認めるときは、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
 - (2) 機構は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、5G促進法第29条第1号に基づき、同号に規定する認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金(特定半導体生産施設整備関係に限る)に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を行うものである(認定特定半導体生産施設整備等計画において機構による助成金の交付の支援措置を希望している場合に限る)。本基金事業を終了する時期は未定とする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省担当課室(以下「経済産業省」という。)に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等(委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。)を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。その際、助成金交付規程には、特定半導体の生産実績がない事業者が交付の申請をする際には生産実績を有する事業者が共同して交付の申請をしなければならないこと、及び5G促進法第12条第4項又は同条第5項において準用する同法第11条第5項の規定による通知があった場合、機構は、機構が助成事業者に対して取り消す交付決定の内容及び請求する返還の額に関して経済産業省から指示を受けた上で、当該指示に従って補助事業者に対し交付決定の取消又は

助成金の返還請求を実施することについても定めることとする。

加えて、機構が助成金を交付する際には、当該規則等において、特定半導体の生産実績がない事業者と生産実績を有する事業者が共同して交付の申請をして交付決定を受けた場合は当該助成金に係る機構に対する債務は両者の連帯債務となることその他助成金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

なお、助成金交付の補助率は1/2以内とし、具体的な助成金交付の補助率は、認定特定半導体生産施設整備等計画ごとに、あらかじめ経済産業省から指示を受けることとし、また、助成対象経費に含めることに疑義があるものについては、あらかじめ経済産業省に協議するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ② 有識者に対する業務報告
- ③ その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成事業に係る認定特定半導体生産施設整備等計画の継続生産の終了日が属する年度の終了まで、助成金の交付先が助成事業により取得した財産を交付の目的に沿って使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構又は実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、5G促進法第11条第3項により認定（同法第12条第1項による変更の認定を含む。）を受けた特定半導体生産施設整備等計画の事業期間に行う特定半導体生産施設整備等に対して助成金の交付をすることができる。
- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理などに関する資料、その他実施者か

ら提出された資料を含む。)について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。

- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

- (1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。
- (2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。
- (3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

本実施要領は、令和4年3月1日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
特定半導体基金事業費	特定半導体基金事業に要する経費※
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

※基金事業の交付決定前に着手（発注、調達、購入等）する分も含めて5G促進法第11条第3項の特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた場合には当該着手からの経費を含む。

○特定半導体基金事業の実施に関する規程

2022年3月11日
2021年度規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）（以下「5G促進法」という。）第29条第1号及び第3号（第1号に係る部分に限る。）に規定する特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるために交付する助成金に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成する特定半導体基金による特定半導体基金事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成15年政令第364号）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、5G促進法、先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領（以下「実施要領」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び特定半導体基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

(事業の目的)

第3条 機構は、5G促進法第29条第1号に基づき、同号に規定する認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金（特定半導体生産施設整備関係に限る）に充てるための助成金の交付及びこれに附帯する業務を実施することにより、国内での先端半導体の継続的な生産・安定供給に貢献する。

(事業の実施)

第4条 機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第2章第1節第17条、第3章第4節並びに第5章第36条及び第37条までの規定に準じて事業を実施する。

2 機構は、経済産業大臣が策定した交付要綱及び実施要領に従い、事業の実施状況の把握、実施者に対する改善等の指導等を実施する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2022年3月14日から施行する。

○特定半導体基金の管理及び運用に関する機構達

2022年3月11日
2021年度機構達第11号

(目的)

第1条 この機構達は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)(以下「5G促進法」という。)第29条第1号及び第3号(第1号に係る部分に限る。)に規定する特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるために交付する助成金に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成する基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成15年政令第364号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、5G促進法、先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱及び先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領(以下「実施要領」という。)並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

(基金の造成)

第3条 機構は、経済産業省が認定した認定特定半導体生産施設整備等計画に従い認定特定半導体生産施設整備等事業者が行う特定半導体生産施設整備等に必要な資金に対する助成金の交付及びこれに附帯する業務(以下「基金事業」という。)を実施するため基金を造成するものとする。

2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣(以下「大臣」という。)による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができるものとする。

3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(基本的事項の公表)

第4条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

(報告)

第5条 機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国庫補助金等相当額)、基

金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により作成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の実施状況等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。また、機構は、年度上半期における5G促進法第29条第1号に基づく助成金の交付状況（別表の基金事業に要する経費の区分のうち特定半導体基金事業費に係る分）について同年度の12月28日までに大臣に報告しなければならない。

- 2 機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

（基金の経理等）

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。

（基金の管理及び運用）

第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

- 2 機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券
 - 二 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - 三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- 3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- 4 基金事業の実施に要する経費は、別表によるものとする。
- 5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

（基金管理委員会）

第8条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
 - 二 基金の支出に関する重要事項
 - 三 その他基金の資金運用に関する必要事項

- 3 委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、総務部長、経理部長、主管部長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であつて、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
- 6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）

- 第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。
- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
 - 3 機構は、実施要領中「第2 8.基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。
 - 4 機構は、基金の管理の終了後において、実施者から基金への返還があつた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附 則

この機構達は、2022年3月14日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
特定半導体基金事業費	特定半導体基金事業に要する経費※
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

※基金事業の交付決定前に着手（発注、調達、購入等）する分も含めて5G促進法第11条第3項の特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた場合には当該着手からの経費を含む。

参 照 条 文 等

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)(抄)
第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため、次の業務を行う。

- 一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 (略)
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)(抄)
(特定半導体基金の設置等)

第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条第十四号に掲げる業務(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号(第一号に係る部分に限る。))に掲げる業務に限る。)に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金(以下「特定半導体基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。
- 4 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定による通知を行った場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。
- 6 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(経済産業大臣認可 平成15年10月1日)(抄)

(特定半導体の生産施設整備等の助成業務の方法)

- 第 17 条 機構は、機構法第 15 条第 14 号に規定する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号。以下「5 G 促進法」という。）第 29 条第 1 号及び第 3 号（第 1 号に係る部分に限る。）に規定する業務については、機構法第 16 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づき、上記業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金（以下「特定半導体基金」という。）により、先端半導体の国内における安定的な生産を確保するための特定半導体生産施設整備等を行う事業（特定半導体生産施設整備関係に限る）を促進する。
- 2 特定半導体基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。
 - 3 （略）
 - 4 第 11 条の規定は、機構法第 15 条第 14 号に規定する 5 G 促進法第 29 条第 3 号に規定する附帯業務について準用する。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標（経済産業大臣決定 平成 30 年 2 月 28 日、令和 4 年 3 月 7 日一部変更）（抄）

6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務の実施

成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号、以下「5 G 促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDO は、経済産業省と緊密に連携し、5 G 促進法第 29 条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

○目標 6

【目標】

NEDO は、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDO が実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2 段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和3年度特定半導体基金事
業に関する報告書に付する経済産業大臣の
意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第16条の5第2項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次の通りである。

経 済 産 業 大 臣

令和3年度特定半導体基金事業については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、事業の効果的な運用を目指し、経済産業省と協議を行い、体制・規程を整備した上で、基金を造成するなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第16条の4第4項及び先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領（20220224財情第3号）第2の4の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。

